



## 「出先における勤務解放問題」

### 本部申4号 団体交渉における確認!

# 本社が当時の指示と処理について 逆って現場へ再調査を行います!!

5月24日、本部-本社間において本部申4号の団体交渉が行われました。しかし、会社側の実態把握や認識の甘さにより議論は一旦中断となりました。

3年前、雪害による首都圏を中心とした輸送障害により、当日、奮闘していた社員に対し「出先での勤務解放」という指示と処理がされました。この取り扱いは就業規則に記載されていないばかりか、その後の処理において「出先で勤務解放していた時間はノーペイ（無賃金）」ということのみが明確という内容でした。当然にも、当時の当該社員の多くはそうした会社の対応には納得がいかず、各職場で不満が噴出しました。

私たち東日本ユニオンは、地本一支社間及び本部一本社間において、数度に亘る団体交渉を通じて、労使で振り返り、議論を重ねてきました。そして、この間の団体交渉で会社は「当時の指示や処理について、その取り扱いは十分ではなかった。課題とする」と認めました。しかし、それを受けての今団体交渉において、その課題克服に向けてどのように取り組んできたのかを問うと、「勤務解放ありきの考えではない」とし、具体的に回答を示せませんでした。

また、当時「出先での勤務解放」という指示を出した側の社員と指示を受けた側の社員双方で、本当に「出先での勤務解放」という取り扱いの意味や内容について理解と納得をしていたのか（賃金処理のあり方、携行品の管理のあり方、宿泊施設の利用や出先での出勤退勤の取り扱い、次始業の確認など）という現場の現実についても、本社による把握は乏しいものでした。

よって、当時の当該社員（指示を出した方、出された方の双方）に対して、会社は再度聞き取りすることになりました！その聞き取りを踏まえ、中断した議論を再開します。しっかりと当時の現実を会社に訴えましょう！

## 苦勞した社員が報われない取り扱いは許さない!

